

福祉用具が支える自尊心

くらしの明日

私の社会保障論

大熊 由紀子

国際医療福祉大大学院教授



二矢頭智剛撮影

「自立支援」利用手続きは複雑

年をとっても、障害があっても輝けるよう支援するイエルアメーテル、直訳すると「補助器具」の存在を知ったのは72年、スウェーデンの国立ハンディキャップ研究所を訪ねた時のことでした。

ここでは、器具に関する情報を世界中から集めていました。「これは」というものを製造元に黙って買い求め、障害者組織に試してもらい、評判が良ければ耐久テスト。「この点を改良すれば政府が大量に購入します」と注文をつけ、改良されると再テスト。合格すると無料で貸し出すのです。

この年初めて海外に出た私は、車いすに乗った人に街で度々会うのが不思議でした。その謎が研究所で解けました。日本でも病院や施設に横たわっている重い障害のある人が自宅で暮らし、補助器具の助いで仕事についたり、スポーツや買い物を楽しんでいました。感動して記事を書いたのですが「遠い北欧の話」としか受け止めてもらえませんでした。

88年に訪ねたデンマークには、人口約25万人に1カ所ほど、補助器具センターがありました。約3000種の器具がそろい、車いすだけで100種もありました。不自由な手で食事や料理ができるよう工夫された自動具は、カラフルで楽しいものばかりです。

デンマークは人口あたりの作業療法士の数が世界一。日本の6倍もいます。このプロたちが中心になって器具を選び、

一人一人に合うよう調整して、使い方を徹底的に指導します。利用者は生後数カ月の赤ちゃんから100歳の老人まで。またまた感動して紹介しましたが「日本にはなじまない」という反応がほとんどでした。

日本で福祉用具法が誕生したのは93年。0年に介護保険制度が始まり、ようやく福祉用具のレンタルサービスが制度に組み込まれました。

それから10年たった「昨年の初夏のことです。92歳の母ががんになり「夏を越せないかも」と告げられました。彼女の自宅でみとろうと連れ帰ったものの、深夜におむつ交換に通うのが不安でした。

ところが、ケアマネジャーと福祉用具専門相談員の助言で、トイレ回りの福祉用具と手すりのついたベッドの貸し出しを受けたら、母は自分でトイレに行けるようになったばかりか、自尊心を取り戻したのです。デンマークのように、相談員が選び方を助言し、調整してくれたおかげ。まさに「自立支援」でした。

ただ、障害者自立支援法による利用だと、介護保険と違って手続きが複雑で時間がかかり、器具が届いた時には成長して体に合わなかったり、すでに古くなっていたりします。「自立支援」の名がもたなく響きます。

福祉用具専門相談員

介護保険制度は福祉用具レンタル事業者に福祉用具専門相談員の配置を定めており、約2万人が働いている。指定の講習を受けた人のほか、作業療法士や理学療法士、看護師などは相談員資格を自動的に取得できる。利用者の状態に応じた福祉用具を選ぶため、4月から利用者ごとに「福祉用具サービス計画」を作ることが相談員に義務づけられた。

「くらしの明日」は毎週金曜日掲載。次回は湯浅誠さんです